

公益社団法人
豊島法人会広報誌

TOSHIMA

春

号

Spring 2015

No. 233

年4回発行

特集 豊島区役所新庁舎オープン

第6回租税教育イベント

第18回目白ロードレース

第8回としまものづくりメッセ

さあ! ネットで申告



公益社団法人豊島法人会 第4回通常総会の御案内

平成27年6月17日(水)
ホテルベルクラシック東京
豊島区南大塚 3-33-6 TEL 03-5950-1200 (代)
JR 大塚駅南口徒歩 1 分

第1部 第4回通常総会 16:00~17:30

議事

- 第1号議案 平成26年度決算報告承認の件
- 第2号議案 役員改選の件

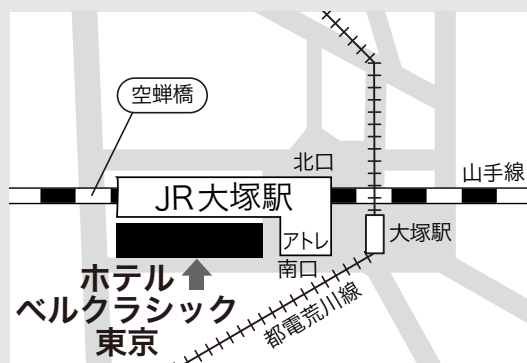
報告事項

- (1) 平成26年度事業報告
- (2) 平成27年度事業計画
- (3) 平成27年度収支予算

第2部 懇親会 18:00~19:20

懇親会費 ¥5,000- (当日集金します)

※時間・内容等変更となる場合がございます。詳しくは豊島法人会WEBサイトをご覧ください。



別途、会員の皆様へは、5月下旬ごろにご案内を送らせていただきます。
欠席される正会員の方は、返信用ハガキにて委任状のご提出をお願い申し上げます。

東法連 特定退職金共済制度

従業員のための退職金を計画的に準備できます。

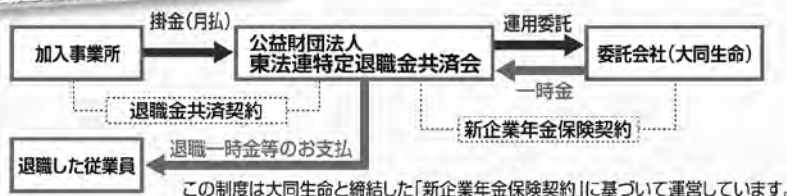


優秀な人材の確保、定着化に役立ちます。

特退共制度の5つの魅力

- 1 従業員1人につき1口1,000円(月額)から30口まで加入できます。
- 2 掛金は全額損金(または必要経費)に算入できます。
- 3 過去勤務期間の通算の取扱いを利用できます。(新規加入時のみ)
- 4 中退共(中小企業退職金共済制度)との重複加入が可能です。
- 5 簡単な手続きで加入いただけます。

東法連特退共制度の仕組み



この制度は大同生命と締結した「新企業年金保険契約」に基づいて運営しています。

公益財団法人東法連 特定退職金共済会とは

- 東京法人会連合会が母体となって昭和52年に設立されました。
- 所得税法施行令第73条に定める「特定退職金共済団体」として、税務署の承認を得て事業を開始し、現在約6千社の事業所に制度をご利用いただいております。
- 東京都知事の公益認定を受けて、平成24年10月に公益財団法人に移行しました。

○このご案内は、平成26年7月時点の制度内容に基づき記載されており、制度内容は将来変更されることがあります。
○ご加入にあたっては、必ず所定のパンフレットをご確認ください。

資料請求・お問い合わせは **TKK** 公益財団法人 東法連特定退職金共済会
企C-26-12-S (平成26年8月1日) P6965

〒160-0002 東京都新宿区坂町13番地4 全法連会館3階
TEL : 03-3357-1641 FAX : 03-3357-1642
<http://www.tohoren-tokutaikyoo.or.jp>



新庁舎誕生！
インタビュー

豊島区長

たかの ゆきお

高野 之夫氏



平成27年5月7日、新たに豊島区の新庁舎が南池袋二丁目に誕生します。豊島区の新たなランドマークとしてオープンする豊島区役所新庁舎。庁舎移転を契機に大きく豊島区が変わろうとする現在、高野之夫豊島区長へ新庁舎の話題を中心にインタビューを行いました。

Q1 日本初のマンション一体型の本庁舎ということですが、なぜこのような形になったのでしょうか？

私が区長に就任した平成11年(1999年)当時、区の財政は破たん寸前であり、財政再建団体転落へのまさに崖っぷちの状態でした。私が就任する前に計画されていた庁舎建設計画も実質的に棚上げされ、建設のための基金も取り崩して底をついていました。

そんな状態のなかで区長に就任し、全力で区財政の立て直しに取り組んで、新庁舎の建設など考えられないことでした。お金はない、借金はできない、それでも庁舎の老朽化はどんどん進みます。

分散した窓口・庁舎は、区民の皆様にご不便をかけるだけでなく、古い設備の維持管理コストも膨らむ一方でした。何よりいざ災害時に区民を守る拠点として機能できるのか…、新庁舎整備はまさに待たなしの課題でもありました。

そしてこの様な袋小路にはまったような状況の中から出発したからこそ、みんなで知恵を出し合い考え抜いた末、市街地再開発事業と現庁舎地の活用という、建設費については区民に新たな負担をかけない全く新しい発想のマンション一体型の新庁舎を整備する計画が生みだされたのです。

Q2 新しい庁舎では行政窓口サービスの利便性向上が期待されますが、具体的にはどういったものがありますか？

新庁舎の3階と4階は窓口サービスゾーンとなり、区民部・保健福祉部・子ども家庭部の各課を配置することで、来庁用件の約8割がこの2つのフロアで済ませることができ、3階には一か所で、短時間で効率よく用件を済ませることができる「総合窓口」を設置し、住民票や印鑑証明、転出や転入届、区民税や国民健康保険料の納付など区民の利用が多い業務を実施します。4階は福祉総合フロアとなります。子育てや福祉に関する課を配置し、子どもから高齢者までのライフステージに応じた様々な相談や手続きが連携してできます。また、子育て総合相談窓口として、「子育てインフォメーション」の設置や池袋保健所出張窓口も設置します。

3階の総合窓口と4階の福祉総合フロアは、345日(年末年始を除いた土曜日、日曜日全日)開庁する日本一便利な窓口を実現します。

Q3 新庁舎の環境対策についてはどういったものがありますか？

新庁舎は、同規模の一般的な建物に比べて建物全体で、CO2が約35%削減され、CASBEE(建築物総合環境性能評価システム)のSクラス相当の、官民を含め全国の環境対策モデルとなるような「環境庁舎」となります。

建物の外観は、建築家の隈研吾氏が「樹木のような建築」をコンセプトにデザインされました。多様な機能を持つ

パネルで構成された「エコヴェール」が樹木の木の葉のように建物を覆っています。

エコヴェールを構成するリーフ(パネル)は、太陽光パネルや木目調ルーバー、緑化パネル等、光・熱などからエネルギーを生み出したり、光・熱・風・雨・音による環境負荷を軽減します。さらにアトリウム、ソーラチムニーを利用した自然換気・自然採光を採用、また、複数ビル用の熱を一括製造することによりエネルギー利用の集中コントロールする地域冷暖房システムの採用や雨水の再利用も行います。

Q4 防災拠点としての新庁舎の役割はどういったものでしょうか？

新庁舎の5階に防災危機管理課専用室及び指令情報室などで構成する災害対策センターを配置し、平時における防災対策の強化、防災意識の向上等を図るとともに、災害時には即座に災害対策本部室に転用します。

また、5階に災害警戒待機室を設置し、閉庁時にも職員が常駐し、災害時に迅速に対応できる設備・機能を備えることにより、災害対策の指令塔としての役割を果たします。

さらに、1階に設置する「としまセンタースクエア」は、平時には区の主催事業や区民との共催・協賛事業など多様な活動に使用できる多目的スペースですが、災害時には被災情報、安否情報の提供や生活相談、貸付など各種相談窓口の開設場所として利用します。

Q5 新庁舎によって新たな人の流れが生まれます。これを地域の活性化につなげるための施策などはいかがでしょうか？

ご指摘のとおり、新庁舎によってグリーン大通り、東通りへの人の流れが生まれます。

新庁舎は、単なる役所の事務室ではありません。豊島区のかつての自然を再現した屋上庭園「豊島の森」、としまセンタースクエアと3階から9階までをめぐり、まるごとミュージアムなどの魅力的な機能を備えた、用事がなくても行ってみたいくなる新たな賑わいの拠点です。3階・4階では345日の土日開庁も行いますので平日だけでなく、一週間通して新たな人の流れが生まれるのです。

さらに、現庁舎地周辺の開発によって南北の人の流れも生み出していこうとしています。

これまで、池袋東口の人の流れはサンシャインシティ方面に集中してきましたが、現庁舎地周辺⇄グリーン大通り⇄南池袋公園⇄新庁舎とつなぐ、新たな回遊ルートを創出していきます。新庁舎を契機として、現庁舎地をそれぞれ賑わいの拠点とし、南北区道で結んで回遊性を広げる「ダンベル型まちづくり」を進めます。

Q6 新庁舎はマンションと一体化とすることで、民間の力を活用して効率的に建設されました。現庁舎地の利用についてはいかがでしょうか？

現庁舎地の活用は、新庁舎の保留床購入の財源を確保するとともに、築60年の豊島公会堂に替わる新ホールの整備、周辺施設（区民センター、中池袋公園、周辺道路等）も含め、新たな文化にぎわい拠点を形成することを目的としており、「国際アート・カルチャー都市」の実現に向けた中核プロジェクトです。昨年3月から開発を担う民間事業者の選定に向け、公募型プロポーザルを開始し、本年3月中には、優先交渉権者を選定する予定です。*

Q7 私たち法人会は企業経営者の集まりです。豊島区の「経営者」として一番重要視している点は何でしょうか？

一番大切なのは、自分の夢を追い続けることではないでしょうか。その夢を区民や事業者、職員など、みんなと共有し、みんなで実現していくことが私の経営スタイルであります。

もちろん、今の豊島区の実情をしっかり把握し、地に足をつけ、身の丈にあった経営をすることは基本中の基本であり、区政の基本は、福祉・教育そして安全・安心です。しかし、それだけでは、東京オリンピック・パラリンピック大会の開催を控え、世界に向けて発展すべく大規模な再開発等が進んでいる首都圏において、豊島区は他の都心の中で埋没し、最悪の場合、それこそ消滅してしまうかもしれません。

豊島区を魅力と活気にあふれ、暮らしやすいまちとして次の世代にまで残していきたい。それが私の願いであり、夢であります。

そして、ハード・ソフトの融合による総合的なまちづくりを進め、豊島区が誇るアート・カルチャーの魅力を最大限に発揮して、世界に開かれた国際都市として発展する、豊島区の都市像をまとめあげた構想が「国際アート・カルチャー都市」です。

この構想によって、明確なビジョンを示すことができたと考えていますので、あとはオール豊島の体制で、力を結集してがんばりましょう。



Q8 豊島区長という組織のトップとして、区役所職員へのマネジメント面で配慮しているところはありますか？

新庁舎の建設が進んでいます。庁舎が新しくなっても職員が旧態依然の意識のままでは区政は変わりません。このため職員全員を対象とした「区民ファースト研修」などの取り組みを行い接遇力の向上と意識改革に力を入れています。

Q9 昨年5月に豊島区が23区唯一の「消滅可能性都市」と発表されました。人口減少社会において、若い人及び若い世代のファミリーを増やす方策などは検討されていますか？

消滅可能性都市から持続発展都市に向けた政策の3本柱の一つとして、「女性にやさしいまちづくり、女性が輝くまちづくり」に取り組んでいます。「産めよ、増やせよ」式の狭義の少子化対策ではなく、広い視野を持って女性が輝くまちとして総合的な環境整備を進めていきます。待機

児童対策の加速化や子育てナビゲータの配置等の切れ目のない子育て支援の拡充、学校改築・いじめ対策・学力向上等の教育の充実、リノベーションによる空き家を活用した低廉で良質な住宅の提供、女性の起業支援の充実など、幅広い対策を着実に実施していきます。

また、課題の一つである、ワーク・ライフ・バランスの推進に向けて、経営者の皆さんの思いや悩みなど生の声を伺う場として「100人社長会」というワークショップを開催しますので、奮ってご参加ください。



Q10 平成24年に「公益」社団法人として新たにスタートを切った当会にとって、今後より一層地域への社会貢献が重要課題となっております。区長として、当会へ期待することはありますか？

区内約4,000社の会員を有する貴会の活動が活発になれば、これは、まちの活力になります。これまで、貴会には、経営者の育成を目指し正しい税知識や経済のノウハウを身につけることができる講座や研修会、セミナーなどを積極的に開催していただいています。

また、地域活動を通じて会員相互の親睦を深めるなど、会員企業への手厚い支援に努めておられるとともに、子どもも楽しく参加できる租税教育やクリスマス音楽祭などの社会貢献活動にも積極的に取り組んでいただいております。

さらに、地域の歴史と文化に触れあう機会を設けることを目的とした巣鴨駒込ウォークラリーも第17回を迎え、この事業の協賛金を地元の福祉施設に教材費として寄贈してくださっています。

このような多種多様な取り組みをとoshi、子どものときから、「税」に関心を持てるということは、将来、区政に関心を持つことにつながっていくと思われま。今後も、貴会の活動に大きく期待しています。

貴会の支部ごとの特色ある取組が人や地域に反映していきます。これからも地域を大事にしていただきたいと思います。

※この記事内容については、インタビュー時点（平成27年3月3日）のものとなります。

高野区長には定例議会の開催中のお忙しいなか、お話を伺う機会をいただけたことにお礼を申し上げます。

高野之夫区長の経歴・業績は既に皆様ご存知の通りです。新庁舎と現庁舎地再開発、池袋の人の流れ回遊性を創出する構想は2020年東京五輪以降の新しい時代に地域間競争（品川・渋谷等）で豊島区・池袋が勝ち抜いていくための重要な施策であったことが10年後、20年後には語られることになることでしょう。

豊島区の変化が楽しみです。

記：今宮忠則



区役所が変わる! 区役所を変える! ... 豊島区役所はこうなります

区民の皆さんに開かれた新庁舎をめざして、最高レベルの窓口サービスや区民の安全・安心を支える総合防災システムなど、行政機能のレベルアップを図ります。新庁舎まるごとミュージアムや屋上庭園の開設など、人々が集う憩いの場所となる魅力あふれる新庁舎を実現します。

環境庁舎

- 区民の皆さんがかつての豊島区の自然環境を体感できる屋上庭園やグリーンテラスを整備します。小中学校の環境教育にも活用します。
- 太陽光発電、緑化パネルなどのエコヴェールや、雨水利用による水循環システムなど最新技術を導入します。



▲豊島の森のイメージ

議場 (8・9階)

- 両側面に傍聴席を配置し、本会議全体を見やすくします。
- 議会が開かれていない時は、区民の皆さんが参加する大きな会議や国際会議にも使用できる造りとなっています。



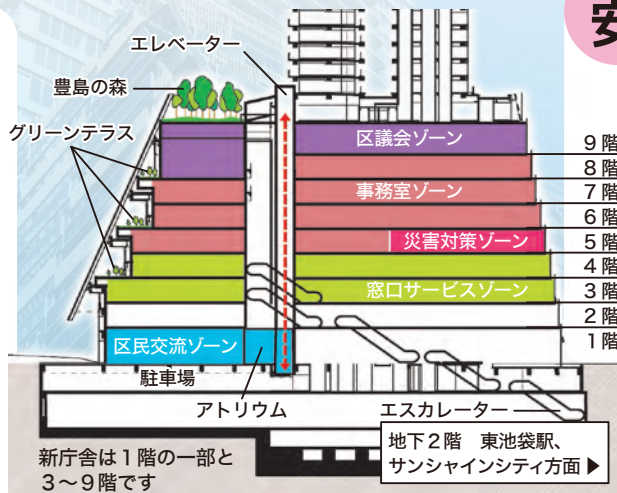
▲議会開催中のイメージ

子育てにやさしい新庁舎

- 4階には、子どもづれで来庁する方のため、キッズコーナーや複数の授乳室を設けます。
- 子育て総合相談窓口「子育てインフォメーション」で「子育てナビゲーター」が様々な相談や情報発信を行います。



▲子育てインフォメーションのイメージ



新庁舎は1階の一部と3～9階です

安全・安心庁舎

- 最先端の総合防災システムを導入し、災害対策の司令塔としての役割を果たします。
- 救援センターや主要駅など、区内に51台の防災カメラを設置し、新庁舎内の災害対策本部で区内全域の被災状況をきめ細かく把握します。



5階災害対策本部のイメージ▲

アトリウム

- 全方向から来庁できるように、入口を4か所設けます。
- 区役所総合案内でスムーズに案内・誘導を行います。



▲1階アトリウムのイメージ

345日開庁

- 総合窓口(3階)や福祉総合フロア(4階)の実現により、区民サービスが飛躍的に向上します。
- 総合窓口と福祉総合フロアは、年末年始を除いた土・日曜日すべて開庁します。



▲3階総合窓口のイメージ

区民交流の拠点! としまセンタースクエア(1階)

- 区の行事や展示・発表会など多様な区民活動に利用できます。
- 災害時には、被災情報の提供や生活相談などの場として活用します。



企画展開催時のイメージ▶

新庁舎まるごとミュージアム

- 庁舎内を回遊しながら、区の歴史資産や美術・工芸品を鑑賞できるほか、デジタルミュージアムシステムによる絵画作品などの公開を行います。
- 6月には、新庁舎を舞台に世界規模の公募美術展「アートオリンピック2015」が開催されます。



▲ふくろうコレクション展示スペースのイメージ



豊島区内小学校3校で租税教室を開催

租税教室

小学校6年生を対象に

平成26年度の租税教室で青年部会が担当させていただいた小学校は3校。いずれも豊島区立の小学校の6年生で、1月26日に池袋第三小学校、28日に千早小学校、2月3日に南池袋小学校でそれぞれ行い、約180名の児童が参加しました。

今回担当させていただいた租税教室3校の講師は青年部会員の梅村税理士が担当し、「公平・平等」「私たちが主人公」「思いやり」をキーワードに税金の種類、消費税を例にした税金の流れ、消費税の税収額、公共施設・公共サービス、税金が使われている施設か否か、学校の校舎・プールの建設費、年間の教育費等についてクイズを交えながら、時には児童を飽きさせないよう冗談も交えながらテンポ良く進められました。講師の梅村税理士の親しみやすさと巧みな話術で、租税教室最初の質問「税金の種類」から、「消費税」「所得税」「法人税」「相続税」「固定資産税」などたくさんの児童が元気よく手を挙げ答えてくれました。また「全国から集められた消費税は1年間でどのくらい？」の質問では、児童全員で「一、十、百、千、万…」と消費税

の税収額15兆円の桁数を数えるなど、担当したどの小学校の児童も積極的に参加し、租税教室を受けてくださいました。

租税教室後半での「思いやり」についての説明では、東日本大震災の特別処置法「復興特別法人税」、「復興特別所得税」を例に挙げて話されたほか、「お友達が鉛筆、消しゴムを忘れたら皆さんどうしたいですか?」「電車やバスなどで座っている前におじいちゃん、おばあちゃんが乗ってきたら皆さんどうしたいですか?」と児童ひとり一人の心に問いかけ、「税金も一緒です。思いやりがなければ税金の仕組みは上手くいかない。思いやりの気持ちを忘れないでください」と丁寧に説明していただきました。

子どもたちに税の意識を

今回租税教室を行ったある小学校の先生から「とても分かりやすい説明ありがとうございます。租税教室後、子どもたちの税金に対する意識が高まっていました」とお礼の言葉をいただきました。これからも豊島法人会と青年部会は租税教育に貢献していきます。



たくさんの児童が積極的に参加



講師の梅村税理士が丁寧に説明

中国料理 素平飯店

TEL 03-3910-7144

◆ご宴会・ご会合・ご法事などにご利用下さい。

5階宴会場 60名様まで可

〒170-0002 東京都豊島区巣鴨 2-1-2 太平味のビル 4F



池袋副都心の産業見本市は過去最多の入場者数

第8回としまものづくりメッセ

2015年3月5日(木)~7日(土)
サンシャインシティ展示ホールB

豊島区最大の産業イベント

池袋副都心の産業見本市である「第8回としまものづくりメッセ」(主催:としまものづくりメッセ実行委員会)が3月5日から7日までの3日間、サンシャインシティ展示ホールBで開催され、実行委員会の一員として豊島法人会も参加しました。

豊島区内の産業の振興を目的として2008年より開催している「としまものづくりメッセ」は、区内の基幹産業である印刷業をはじめ、精密機器、金属製品等の製造業や独自の技術を持った区内企業などがそれぞれ優れた製品や高い技術を一堂に展示する豊島区最大の産業イベントで、関係企業・団体が協力し、今回で第8回を迎えました。98社・団体から109小間が出展しました。今回は好評だった前回に引き続き、「見やすさ・回やすさ」に配慮し、ブースの間口を広げ、商談しやすい会場レイアウトで開催され、3日間の入場者は20,551名を数え、過去最多の入場者数となりました。

法人会ブースは租税教育と会員議業PR

豊島法人会は「租税教育」をテーマにブースを出展。3日間を通して青年部会がブーススタッフとして参加し、税金クイズ、一億円の重さ体験を実施しました。小学生をメインターゲットにした全3間の税金クイズは、332名の方々に挑戦していただき、税金への関心を深めてもらいました。またブース内には会員企業のパンフレットのほか、広報誌、入会申込書、イベント案内チラシを設置し、豊島法人会のPRにも努めました。

子どものための科学教室

最終日の7日(土)は特設会場において、豊島法人会が企画しました体験教室イベント「子どものための科学教室」を開催。長嶋淳氏を講師に迎え、「びっくり空気力」をテーマに空気圧でボウリングの玉を持ち上げる実験や、風船の威力を実感する実験するなど、科学の素晴らしさを楽しみながら体験しました。また参加されたお子様には逆さにしてもこぼれないマジカルコップのプレゼントがありました。

大盛況のうちに終わることができました「としまものづくりメッセ」の次回は、2016年3月3日(木)から5日(土)までの3日間行う予定となっております。



大盛況だった法人会ブース



税金クイズに挑戦



一億円の重さ体験



科学教室で空気力を体験

夢をかなえる 理想の家さがし



OTOWA

不動産のパートナー

株式会社 音羽

代表取締役 南山 幸弘

TEL.03-3957-5757 www.otowa-gr.co.jp

雨の目白を870組のランナーが疾走

第18回目白ロードレース

2015年3月8日(日)
豊島区立千登世橋中学校・
学習院周辺コース

3月8日(日)に第18回目白ロードレースが開催されました。昨年に続き今年も冷たい小雨の降るあいにくの天気となりましたが870組の参加者が寒さを吹き飛ばすように名物コースを疾走しました。

今年も男女年代別にレースが組まれているのですが、その中の人気のレースの一つに親子レースがあります。1kmのコースを小学校3年生までの親子ペアで走るのですが、ゴールする時はペアで手をつないでゴール地点を通過するというユニークな種目です。

お父さんに半分引きずられながらゴールするペアもあれば、ゴール付近で親を手招きしている子もいたりして、

参加経験のある方のお話では、親子で一体感を味わえるこのレースを楽しみにしているお父さんが多いとの事です。

それぞれレースが終わった参加者たちは、配られたドリンクやバナナ、豚汁を手に掲示された成績表を見て談笑したり、記念に撮影したりしていました。

今年も豊島法人会高田支部役員が貴重品クロークを担当してランナーの方たちが安心して走れるようお手伝いをしました。

また豊島税務署からも署員の方がランナーとして参加されe-TaxをPRしました。

記：大淵信之



雨の中、学習院構内を疾走



親子ペアで走る親子レース



高田支部役員は貴重品クロークで運営のお手伝い



税務署職員もe-TaxビブスでPR

新鮮鶏卵・卵製品の卸売業

Oishi
大石商店

代表取締役 大石 正

本社

〒171-0043 豊島区要町 1-11-11
TEL.03-3957-3070 FAX.03-3957-3001

板橋物流センター

〒175-0081 板橋区新河岸 2-21-7
TEL.03-3975-3020 FAX.03-3975-3028



四国タオル工業会認定

タオルソムリエの
たおるショップ
あがつま

<http://www.agtm.co.jp>

豊島区池袋本町 1-6-2
tel: 03 - 3986 - 1811
e-mail: info@agtm.co.jp



WEB会員募集中!

会員登録で300円分の
ポイント進呈中♪

空調のご用命は
株式会社エレコ



エレコはダイキンの特工店です

TEL03-6908-1801

<http://www.eleco.co.jp/>

代表取締役 鈴木義人

〒170-0005

豊島区南大塚三ー五十二ー十
TEL 〇三ー三九八三ー四一五一
FAX 〇三ー三九八九ー八六〇〇

代表取締役

今井文彦
今井敏弘

今井保全株式会社



女性部会

1月28日(水)/ホテルベルクラシック東京

新春税務研修会・新春会員交流会



一般の方も含め 37 名が参加しました

青木嘉明豊島税務署長による「歴史に見る財政改革・女性の生き方」をテーマに税務研修会を開催しました。ユーモアを交え大変分かりやすい講演でした。その後の新春会員交流会では、シンガーソングライター空美魅さんのミニライブなどで会場は大変盛り上がりしました。

青年部会

2月6日(金)～2月10日(火)/カンボジア・プノンペン

海外研修



和僑会の黒川会長と関連な意見交換を行いました(写真:若林正美)

11名が参加してカンボジア・プノンペンに海外研修に行ってきました。ジェトロの伊藤氏、プノンペン和僑会の黒川会長と会合を行い、現地の状況や進出に向けた注意点など関連な意見交換をしました。

3月13日(金)/豊島法人会館

第2回理事会



議案はすべて慎重に審議されました

平成26年度最後の理事会が開催され、役員改選、組織改革案、平成27年度事業計画案や収支予算案、第4回通常総会の日程・場所等が審議されました。

経営研究会

3月19日(木)/豊島法人会館

情報交換会・交流会～あなたのお仕事教えて下さい～



参加者は31名でした

ビジネスチャンスを広げることを目的に、1社2分の持ち時間で15社から企業PRをしていただきました。その後、名刺交換・交流会にて更に親睦・交流を深めました。

女性部会

3月27日(金)/目白庭園赤鳥庵

桜の茶会



23名が恒例の茶会を楽しみました

春の陽気に恵まれ、庭園内のしだれ桜も咲きはじめた恒例の桜の茶会。今回は、特別ゲストとして青木嘉明豊島税務署長はじめ署幹部の方もお招きし、和やかな雰囲気でお茶を楽しむ1日となりました。

池袋西口支部

3月28日(土)/房総半島(千葉県)

春季日帰り旅行



43名が参加し花の香り・潮の香りを堪能

池袋西口支部春季日帰り旅行は南房総半島に行ってきました。ポピーや菜の花などの鑑賞や昼食での新鮮な海産物など、花の香り・潮の香りを堪能し、交流をより一層深めることができました。

紙を通し文化と創造を
提供する専門店



豊島区東池袋1-1-2
TEL03-3971-7111
www.wagami-takamura.com

計量機器を核に
生活文化に根ざし、
社会発展・貢献する企業へ



株式会社 城北石田ハカリ

豊島区西池袋5-16-2
TEL03-3982-6637
http://www.jyohoku-ishida.com/

印刷工場併設 プリントショップ

大中ロットオフセット印刷

チラシ・伝票・パンフレット・封筒

オンデマンド小部数プリント

名刺・カード・小部数冊子・シール・感謝状

Tシャツetcウェアプリント

Tシャツ・ブルゾン・ユニフォーム

記念品 ギフトに

オリジナルマグカップ・エコバッグ・コースター

ユニバーサルプリント工業(株)

代表取締役 大淵信之
豊島区雑司が谷3-9-4
TEL 03-3988-3544
www.univp.co.jp/



株式会社 遠藤製餅

http://www.azukicha.com

代表取締役社長
遠藤 眞一

本社
〒171-0022 東京都豊島区西池袋3-12-8
TEL 03-3986-2621 FAX 03-3980-1114
工場事務所
〒189-0003 東京都東村山市久米川町5-36-5
TEL 042-391-6205 FAX 042-395-1658
出張所 (関西) (名古屋) (東北)

豊島法人会の 講座セミナー 研修会

豊島法人会では、正しい税知識や経営のノウハウを身につけることができる講座や研修会、セミナーなどを各種開催しております。広報誌に同封しますチラシやWEBサイトでご案内しております。ぜひご活用ください！



よくわかる! 印紙税の基本実務

2月20日(金)

豊島法人会館 24名受講



講師 渡邊 健一 上席国税調査官
(豊島税務署法人課税第2部門)

内容 課税文書に関する基本事項、納付方法、還付手続き、過怠税制度、事例研究 等

企業セミナー第1弾

2月24日(火)

豊島法人会館 23名受講



講師 三国 浩晃氏
(NPO法人トータルライフサポート理事長)

内容 エンディングノートを書いてみよう

今すぐ役立つ! 消費税の基礎知識

3月18日(水)

豊島法人会館 36名受講



講師 日置 宜美 統括国税調査官
(豊島税務署法人課税第2部門)

内容 消費税の仕組み、原則課税と簡易課税、課税・非課税等の区分、実務上の留意点 等

企業セミナー第2弾

3月25日(水)

豊島法人会館 25名受講



講師 赤澤 将 社会保険労務士・精神保健福祉士
(RMCA-J®上級リスクコンサルタント)

内容 雇用トラブル対策セミナー
すぐに役立つ雇用トラブル対策のポイント
～中小企業の労務管理から見る経営力の強化～

決算

決算法人説明会

正しい決算と申告のためのチェックポイント、税法・通達の改正事項と活用の仕方、決算手続きと申告調整などについて説明を行います。

毎月開催 決算申告月でなくてもご利用できます。

5/15
(金)

6/19
(金)

7/22
(水)

豊島法人会館 豊島法人会館 豊島法人会館
13:30～16:00

新設

新設法人説明会

新しく会社を設立された方を対象に、法人税・消費税・源泉所得税等に関する基本的な知識や手続きについて説明を行います。

豊島税務署との共催で隔月開催

5/13
(水)

7/8
(水)

豊島法人会館
13:30～15:30

どちらも参加費無料、事前のお申込は必要ありません。

新規会員のご紹介

NEWCOMER

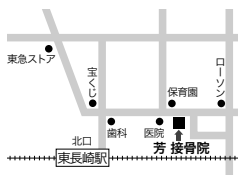
順不同

よし
芳 接骨院

入会 平成27年2月
代表者名 田中 芳太郎
業種 療術業
所在地 豊島区长崎4-7-14
TEL 03-3959-1677
URL <http://www.yoshi-sekkotsuin.com>



難治性の痛みやしびれをとる事が得意とし、理学検査をして原因を患者さんにわかりやすく説明してから治療をはじめます！



新規会員募集中



豊島法人会では、新規会員を募集中です。法人の方も個人の方も事業主なら誰でも会員になれます。詳しくは本誌P23・裏表紙をご覧ください。

お問い合わせ

豊島法人会事務局 TEL 03-3985-8940

公益社団法人豊島法人会広報誌 TOSHIMA 制作・印刷・製本業務請負業者の募集

標記の件について、会員企業を対象に募集いたします。

1. 条件・委託業務内容

- 豊島法人会員であり、法人会費を納入していること。
- 受託業者は担当者を配置し、当会担当者との連絡調整等を適切に行いつつ、責任を持って業務を遂行できる体制を整えること。
- 各号の全ページについて、デザイン、レイアウトの作成、校正を行う。
- 当会広報委員会（1号につき原則3回開催）に連絡担当者及びデザイン担当者が出席し、広報誌編集に対し専門的なアドバイスをを行う。
- 原稿の入稿に関しては、テキストデータ、手書き原稿の混在があり、受託者において作成、加工すること。原稿の受け渡しについては、当会事務局へ直接受け渡すまたは電子メールを利用する。
- 納品は当会事務局及び当会指定場所の合計3箇所。（豊島区2箇所・埼玉県志木市1箇所）
- 契約期間は下記のとおり2年間とする。
第234号（平成27年7月20日発行）～
第241号（平成29年4月20日発行）
- 仕様は、下記のとおりとする。
A4版・横組み・左綴じ・綴じ穴（2穴）・表1・表4のみ4色刷、それ以外は1色刷
- 発行日は、7月20日、10月20日、1月20日、4月20日の年4回とする。

(10) 発行部数は4,400部とする。

(11) 支払いについては、月末締切、翌月20日に指定口座へ振込とする。

2. 提出資料及び期限

(1) 提出資料

① 見積書

2年間、8回受注した場合の見積額（税込）を、下記当会事務局へ送付してください。（様式不問）
結果を通知しますので、担当者の氏名及び電子メールアドレスを記載してください。

② 会社概要

③ 参考となるA4版の印刷実績

(2) 提出期限 平成27年5月13日（水）17時必着

(3) 結果

総務委員会で慎重に審議し、平成27年5月下旬頃までに電子メールにてご連絡いたします。

3. その他

(1) 提出された書類等の返却は行いません。

(2) 業者選定の審査内容については、公表いたしません。

(3) 質問については、電子メールにてお送りください。場合により、ご返答しかねる場合もあります。

info@toshimaho.jinkai.or.jp

送付先・お問い合わせ

〒171-0014 東京都豊島区池袋2-32-4 豊島法人会館 公益社団法人豊島法人会 担当 市川 宛

TEL 03-3985-8940 info@toshimaho.jinkai.or.jp

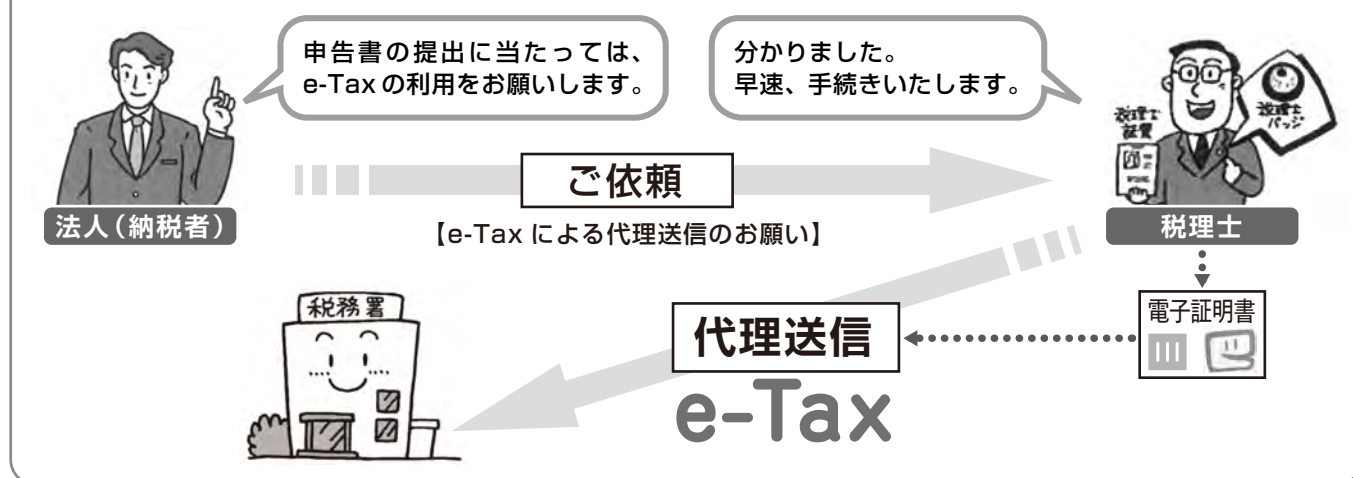
『代理送信』のお願い



顧問税理士に申告書の作成を依頼されている皆様
『代理送信』による e-Tax のご利用をお願いします。

『代理送信』とは、e-Tax による申告等の手続きについて、会社に代わって顧問税理士が送信を行うことをいいます。したがって、顧問税理士が使用する税理士用電子証明書により手続きが行えるため、**法人（納税者）自身で電子証明書を取得する必要はありません。また、法人の手間もかかりません。**

代理送信のイメージ



社会保障・税番号制度の導入について

社会保障・税番号制度の導入により、平成 27 年 10 月以降、個人番号及び法人番号の通知が開始されます。税務署へ提出いただく申告書・法定調書等にも番号の記載が必要となりますが、所得税及び復興特別所得税については平成 28 年分の申告書から、法人税については平成 28 年 1 月以降に開始する事業年度に係る申告書から、法定調書については平成 28 年 1 月以降の金銭の支払等に係るものから、申請書・届出書については、平成 28 年 1 月 1 日以降に提出するものから、個人番号・法人番号を記載していただくこととなっています。

社会保障・税番号制度についての詳しい情報は、国税庁ホームページ（www.nta.go.jp）内の「社会保障・税番号制度について」をご覧ください。

なお、「社会保障・税番号制度について」のページは、国税庁ホームページのトップページにある「社会保障・税番号制度」の入口から簡単にアクセスすることができます。

社会保障・税番号制度の詳細やお問い合わせは

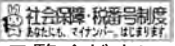
社会保障・税番号制度の最新情報やお問い合わせ

- 内閣官房「社会保障・税番号制度」ホームページ
<http://www.cas.go.jp/jp/seisaku/bangoseido/index.html>
- マイナンバーのコールセンター（全国共通ナビダイヤル）0570-20-0178（マイナンバー）
※ ナビダイヤルは通話料がかかります 平日9時30分～17時30分（土日祝日・年末年始を除く）

国税に関する社会保障・税番号制度の最新情報

国税庁ホームページのトップページにある  をクリック
<http://www.nta.go.jp/sonota/sonota/osirase/mynumberinfo/index.htm>

法人番号の最新情報

国税庁ホームページのトップページにある  をクリックし、「法人番号について（ご紹介コーナー）」をご覧ください。



— 東京都豊島都税事務所からのお知らせ —

税率改正後初年度の予定申告について

- ◆ 法人事業税・地方法人特別税・都民税法人税割の税率が改正されたことに伴い、**平成26年10月1日以後に開始する最初の事業年度に係る予定申告**に限り、以下の経過措置が設けられています。

平成26年10月1日以後開始する最初の事業年度の 法人事業税・地方法人特別税・都民税法人税割の予定申告税額の計算方法

経過措置

法人事業税

$$\text{前事業年度の法人事業税額(割ごとの額)} \div \text{前事業年度の月数} \times \underline{\underline{7.5}}$$

地方法人特別税

$$\text{前事業年度の地方法人特別税額} \div \text{前事業年度の月数} \times \underline{\underline{4}}$$

都民税法人税割

$$\text{前事業年度の都民税法人税割額} \times \underline{\underline{3.8}} \div \text{前事業年度の月数}$$

平成26年10月1日以後に開始する最初の事業年度のみ計算方法が異なりますので、ご注意ください。



- ◆ 都民税法人税割の予定申告の経過措置は、地方法人税*(国税)が創設されたことに伴う税率の改正によるものです。

*『地方法人税』について

地方法人税は、平成26年10月1日以後に開始する事業年度から創設された**国税**であり、法人税の申告義務がある法人が、法人税額(所得税額控除、外国税額控除及び仮装経理に基づく過大申告の場合の更正に伴う法人税額の控除に関する規定を適用しないで計算した法人税の額)の4.4%(税率)を国(税務署)に対して申告納付します。

※ 地方法人税の中間申告(予定申告を含む)については、**平成27年10月1日以後に開始する事業年度**が対象となっています。

※ 地方法人税の詳細については、税務署へお問い合わせください。

詳細は、主税局 HP をご覧いただくか、下記へお問い合わせ下さい。

【お問い合わせ先】

- 豊島都税事務所 法人事業税第一係
- 主税局課税部 法人課税指導課

03-3981-1211 (代表)
03-5388-2963

便利な電子申告・電子納税等をご利用ください!

東京都では、現在、法人事業税・地方法人特別税・法人都民税、23区内の事業所税、23区内の固定資産税(償却資産)について、eLTAX(地方税ポータルシステム)を利用した電子申告等の受付を行っています。

利用手続についてのお問い合わせ

eLTAX ホームページ

<http://www.eltax.jp/>

エルタックス

検索

eLTAX ヘルプデスク

0570-081459 (左記電話につながらない場合: 03-5500-7010)

平日 午前9時~午後5時

(土日・祝日、年末年始 12/29 ~ 1/3 を除く)

喫煙者の息切れはCOPDのサイン

喫煙している人、または以前喫煙していた人で、「動くとすぐに息切れする」「かぜでもないのにせきやたんが出る」「軽い運動後に喘鳴（ぜんめい：ゼイゼイ、ヒューヒューという呼吸音）がする」などの症状がある人はいますか？

その症状は、年のせいではなく、呼吸不全で死亡の危険性もある「COPD（慢性閉塞性肺疾患）」という病気かもしれません。

喫煙による肺機能の衰えが最大の原因

COPDとは、長年、さまざまな有害なガスや粒子などを吸い込み続けたことなどが原因で、気管支が慢性的な炎症を起こし息がしにくくなったり、空気交換を行う肺胞という部分が壊れ呼吸の機能が衰えて、呼吸困難が徐々に悪化していく病気のことです。深刻化すると呼吸不全により死に至る危険な病気です。かつては、症状や部位によって「慢性気管支炎」や「肺気腫」と呼ばれていた病気を総称する病名として、近年統一されました。

COPDを引き起こす最大の原因は喫煙です。COPD患者の約9割は喫煙者または喫煙歴のある人であることから、別名「たばこ病」または「肺の生活習慣病」などといわれています。喫煙者がCOPDを発症するリスクは非喫煙者の6倍といわれています。

患者は40歳以上に多く、50歳代、60歳代と年代を増すごとに有病率も増加します。周囲の人が吸っているたばこの先から立ち上る煙（副流煙）を吸う「受動喫煙」は、主流煙以上に有害物質が含まれるためCOPDの危険性を高める要因となりますから、注意が必要です。

「息切れ」「せき」「たん」などの喫煙者にはありふれた症状が要注意

COPDは、初期の症状がほとんどないため、気づかずに進行させてしまうケースが少なくありません。進行するに従って、「動くとすぐに息切れがする」「かぜをひいてもいないのにせきが出る」「粘り気のあるたんが出る」などの症状が出るようになります。しかし、いずれも喫煙者にはごくありふれた症状であり、特に、息切れなどは年のせいにしてがちでもあることから放置されやすく、発見が遅れてしまうことが多くなります。

COPDが悪化すると立ち上がるだけでも息苦しくなります。さらに重症化すると安静時でも息苦しくなり、やがて在宅でも酸素濃縮機を使った酸素療法が必要となります。

COPD患者は、インフルエンザなどに感染しやすく、万が一感染した場合、重症化しやすくなります。また、COPDは、肺炎、心不全、虚血性心疾患、肺がんなどを合併すると死亡率が2倍に跳ね上がる

ことが知られています。近年、女性の喫煙者が少しずつ増加している傾向がありますが、一般的に、女性は男性に比べて、少ない喫煙量でもCOPDを発症しやすく、また、重症化することがわかっています。

喫煙者は医療機関で検査を受けましょう

COPDは通常の健診ではなかなか見つけることができません。また、症状に気づきにくいので、喫煙歴が長い人は必ず医療機関でCOPDの検査を受けておきましょう。COPDの検査は、スパイロメーターという呼吸機能を検査する機器を使用していきます。

喫煙者は、専門の医療機関などで定期的に検査をし、肺の状態を確認しておきましょう。

COPDの最良の治療法は禁煙！

一度壊れてしまった肺胞は、途中で禁煙しても元に戻ることはありません。できるだけ多くの肺胞が残っているうちに禁煙して、それ以上のCOPDの進行をくいとめることが重要です。COPDの最良の治療法は禁煙なのです。

禁煙は、いつから始めても、COPDの予防やCOPDの悪化をくいとめ、周囲の人の受動喫煙のリスクを減らすことには有効です。禁煙する年齢が若ければ若いほど、それだけ呼吸機能の低下は緩やかになり、喫煙しない人の呼吸機能低下のスピードに近づくことができます。



何十年も続けてきた喫煙習慣を変えるのは難しいものです。「息苦しくて、死んでしまうかもしれない！」というような危機感を身をもって体験して、ようやく本気で禁煙の覚悟ができたという人もいらっしゃるのではないのでしょうか。できればそんなこわい体験をする前に、禁煙の必要性に気づき、少しでも肺年齢の若いうちにたばこから足を洗いたいものです。

1度や2度、禁煙に失敗しても、「なんて自分は意志が弱いんだ!!」などと自分を情けなく思う必要はありません。禁煙がなかなか難しいのは、意志が弱いからではなく、体と脳がたばこに含まれるニコチンに依存してしまっているから。たばこへの依存は、立派な病気なのです。

「1人で禁煙に取り組むのは難しいな」と感じる人は、禁煙外来などの医療機関で専門医とともに取り組む方法がお勧めです。

<参考資料>

『肺の生活習慣病 COPDにご注意ください。』（監修／公益財団法人結核予防会複十字病院院長 工藤翔二・制作／社会保険研究所）ほか

平成27年度

豊島区 がん検診のご案内

すべて無料



豊島区がん検診PRキャラクター
ももか

自覚症状が出る前に、定期的な健診が重要です。
 <問合せ> 豊島区地域保健課 ☎3987-4660

申込みが必要ながん検診 ☎電話で申込みできます *年齢基準日平成28年3月31日現在

胃がん検診

30歳以上の方
胃部X線(バリウム)検査

肺がん検診

40歳以上の方
胸部X線・胸部CT検査

大腸がん検診

30~39歳の方
便潜血反応検査

前立腺がん検診

50~74歳の
偶数年齢男性
PSA(血液)検査
検診期間: 27年6月~
28年1月末

上記2つの電話お申込み

豊島健康診査センター ☎5974-3511
 (上池袋 2-5-1 健康プラザとしま6階)
 ◇受付...月~金曜日 午前8時30分~午後5時15分
 土曜日・第4日曜日(12月および3月は第3)
 午前8時30分~午後4時

*受診日時も決められます。
 *胃がん・肺がん検診の同日実施枠を新設しました
 (要電話予約。先着順)。

上記2つの電話お申込み

豊島区地域保健課 ☎3987-4660
 (東池袋 1-20-9 池袋保健所4階)
 ◇受付...月~金曜日 午前8時30分~午後5時15分

その他の申込み方法

必要事項

- ①希望のがん検診名
- ②氏名(ふりがな)
- ③〒住所
- ④生年月日(年齢)
- ⑤性別
- ⑥電話番号

はがきの場合... 左記 必要事項を記入し、〒170-0013 東池袋 1-20-9
 「豊島区 地域保健課 保健事業グループ」へ。

ファクスの場合... 左記 必要事項を記入し、地域保健課保健事業グループ
 FAX 03-3987-4110 へ。

窓口の場合... 池袋保健所4階 または、長崎健康相談所へ直接お越しください。

パソコンの場合... 区ホームページトップページの右下部「便利ガイド」の中の
 「電子サービス>電子申請>電子申請手続一覧>がん検診申込み」
 で電子申請ができます。

申込みが不要ながん検診 対象者に受診券が届きます *年齢基準日平成28年3月31日現在

子宮頸がん検診

20歳以上の
偶数年齢女性
頸部細胞診・内診
※30・36・40歳の方は、
HPV検査を同時実施

乳がん検診

40歳以上の
偶数年齢女性
視触診・マンモグラフィ
(乳房X線)検査

40歳以上の 大腸がん検診

40歳以上の方
便潜血反応検査

胃がんリスク検診

20・40歳の方のみ
血液検査
※7月末に受診券が届き
ます。ただし、40歳の
国保加入者は特定健診
で受診できます。

としま健康チャレンジ! マイレージ応援団を募集します。

としま健康チャレンジ! が6月よりマイレージ制度にかわります

マイレージ制度とは...

参加者が、一定のポイントを貯めたら、区で「としま健康マイレージカード」に交換できます。マイレージカードとは「としま健康チャレンジ応援団」のお店で買い物した時に一定のサービスが受けられる特典カードです。

マイレージ応援団のお店として登録しませんか?

☆「としま健康マイレージカード」を持参したご購入のお客様に一定のサービス提供をしていただくものです。

☆健康づくりを応援している企業として、特典一覧リーフレットで紹介され、企業イメージアップを図ることができます。

☆サービス内容は、応援団で独自に決めることができ、工夫次第では、集客につながります。詳しくは、豊島区地域保健課 保健事業グループ (03-3987-4660) へお電話ください。説明に伺います。

平成27年度 税制改正大綱 法人税率の引き下げ 盛り込まれる!

法人会の改正要望実現へ

政府は、平成27年1月14日に平成27年度税制改正大綱を閣議決定しました。法人税率の引き下げをはじめ、課税ベースの拡大等により、法人課税を成長指向型構造に変え、企業の競争力を高め景気回復を後押しするという方向性を前面に出しているところが特徴と言えます。

主な内容をお知らせします。

法人税関係

■法人税率の引き下げ

法人税の税率が、現行の25.5%から23.9%に引き下げられます。これにより法人実効税率は現行の34.62%から32.11%(東京に所在する法人の実効税率は35.64%から33.10%)になります。平成27年4月1日以後開始する事業年度から適用されます。

■中小法人の軽減税率の特例の延長

中小法人の軽減税率の特例の適用期限が平成28年度末まで2年延長されます。

■商業・サービス業・農林水産業活性化税制の延長

商業・サービス業・農林水産業を営む中小企業が経営改善設備を取得した場合に、取得価格の30%特別償却又は7%税額控除ができるもので、その適用期限が平成28年度末まで2年延長されます。

■欠損金の繰越控除制度の見直し

大法人(資本金1億円超の法人)の控除限度について現行の80%から次のとおり段階的に引き下げられます。なお、中小法人等については、従来通り控除限度額の制限は適用されません。

- ・平成27年4月1日から平成29年3月31日までに開始する事業年度 65%
 - ・平成29年4月1日以後開始する事業年度 50%
- また、繰越欠損金の繰越期間が現行の9年

から10年に延長されます。平成29年4月1日以後に開始する事業年度に生じた欠損金から適用されます。

■受取配当金の益金不算入制度の見直し

保有割合の高い支配目的の株式の受取配当金については、100%益金不算入としつつ保有割合が現行の25%から1/3超に引き上げられます。保有割合5%以下の株式は非支配目的の保有として、受取配当金の益金不算入割合が50%から20%に引き下げられます。

■所得拡大税制の見直し

雇用者給与等支給増加割合の要件について、中小企業者であれば平成28年4月1日以後開始する適用年度から5%以上が3%以上に、中小企業者以外は平成28年4月1日から平成29年3月31日までに開始する事業年度から5%以上が4%以上に緩和されます。

■外形標準課税の拡大

大法人の法人事業税のうち1/4に導入されている外形標準課税が2年間で1/2に拡大され、これにあわせて所得割の税率が引き下げられます。平成27年4月1日以降開始事業年度と、平成28年4月1日以降開始事業年度と段階的に実施されます。

所得税関係

■NISAの拡充

ジュニアNISAが創設されます。これにより未成年者でも口座開設できることになりました。

た(年間投資上限額は80万円)。平成28年以降利用できるようになります。

また、現行NISAの年間投資上限額が、平成28年から年間120万円(現行100万円)に引上げられます。

■国外転出をする場合の譲渡所得の特例の創設

海外へ移住する際に、有価証券等を有する場合、その含み益について課税する仕組みで、含み益が1億円以上ある場合に適用され、富裕層の国外転出対策と位置付けられます。なお、含み益のある有価証券等が、贈与・相続等により非居住者に移転した場合にも、含み益について課税されます。平成27年7月1日以後の国外転出、贈与・相続等について適用されます。

■国外に扶養親族がいる場合の取扱い

日本国外に居住する親族に係る扶養控除等の書類の添付等が義務化されます。年末調整や源泉徴収、確定申告の際に、親族関係書類及び送金関係書類の添付または提示が必要となります。平成28年分の所得税から適用されます。

■ふるさと納税の拡充

地方創生を推進するため、個人住民税の特例控除額の上限を1割から2割に引上げ、確定申告が不要な「ふるさと納税ワンストップ特例制度」が創設されます。住民税の控除限度額の引き上げは平成28年度分以後の住民税に適用されます。

相続税・贈与税関係

■事業承継税制の拡充

贈与税の納税猶予制度の適用を受けている者(2代目)が、3代目に対する再贈与を行なう場合に、贈与税の納税義務が免除されます。

■住宅取得等資金に係る贈与税の非課税措置の延長・拡充

直系尊属からの住宅取得等資金の贈与を受けた場合の贈与税の非課税措置について、適用期限が平成31年6月末まで延長され、消費税が10%に引き上げられてからの住宅取得であれば、最大で3,000万円までが非課税となります。

■結婚・子育て資金の一括贈与に係る非課税措置の創設

20歳以上50歳未満の個人の結婚・子育て資金の支払いに充てるために、直系尊属が金銭等を拠出して金融機関に信託した場合に、一人につき1,000万円(結婚は300万円)までは贈与税が非課税となります。平成27年4月1日以降の贈与に適用されます。

■教育資金の一括贈与制度の延長・拡充

直系尊属からの教育資金の一括贈与制度について、その適用期限が平成31年3月31日まで延長され、特例の対象となる教育資金の使途の範囲に、通勤定期代、留学渡航費が加えられます。

消費税関係

■消費税率10%への引き上げ時期の変更等

消費税率10%への引き上げが平成27年10月1日から平成29年4月1日へ変更されることになりました。それに伴い、転嫁対策措置法も平成30年9月30日まで延長されます。

■外国人旅行者向け消費税免税制度の拡充

外国人旅行者向けの輸出物品販売場の免税手続について、免税手続カウンターを設置する事業者に代行させることが可能となります。また、外航クルーズ船が寄港した際に、臨時販売場を輸出物品販売場とみなす制度が設けられます。いずれも、平成27年4月1日以降適用されます。

■国境を越えた役務の提供に対する消費税の課税の見直し

国外事業者が国境を越えて行なう電子書籍・音楽・広告の配信等の電子商取引が消費税の課税対象となります。平成27年10月1日から適用されます。

☆記事内容についてのお問合せは…

TSK税理士法人

税理士 飯田 聡一郎

TEL: 03-5363-5958

FAX: 03-5363-5449

HP: <http://www.iida-office.jp/>

東京法人会連合会

「豊島区の歴史」驚きの事件史

豊島区図書館専門研究員 伊藤 榮洪

⑥時代が生み出したのか、思案橋事件

事件には、「犯人の欲望や悪意」から生まれたものでなく、「時代の流れが事件を生み出した」と言えるものがあるようです。明治9年(1876)10月29日、東京府第1大区14小区(現在の中央区)日本橋小網町、東掘留川が日本橋川に注ぐところに架かっていた思案橋脇で起きたこの事件も、そういえるのではないのでしょうか。

その日、一軒の船宿は、「夕刻6時過ぎに船5隻を頼む」という予約客を待っていました。客は現れません。やっと客が来たのは9時を過ぎていました。酒の匂いをさせた客は全部で14名、予約より遅れて来て「すぐ船を出せ」という高飛車な態度です。言葉遣いからみて元は武士たちだとわかりましたが、夜更けに船を出すのが不審で、船宿の主人は、すぐには船頭が揃わないという口実で客を留め、管轄の第1方面第5署(日本橋警察署)に届け出ました。警察署から寺本義久警部補と3名の巡査がやってきたのは11時ごろでした。酒を呑んでいた客たちと「刀を所持していないか」ということからたちまち斬り合いが始まり、提灯が斬り落とされ暗黒の川の中での死闘となってしまいました。巡査が乱打した火の見櫓の半鐘で急を知った警察署は、警官隊の船を現場に急行させました。客たちは刀を納めおとなしく縛についたのですが、この夜の乱闘で寺本警部補と河合好直巡査が斬られて殉職したのが世に「思案橋事件」と呼ばれるものです。調べてみると、船を予約した客の一行は永岡久茂(1840-77)を中心に集まった元会津藩の家臣たちで、船で下総(千葉県)に行き県令を殺害し佐倉鎮台兵を説き伏せて、前原一誠(1834-76)の叛乱(「萩の乱」)に呼応しようとする計画を持って

いたのです。

明治になって新政府は西欧の制度、思想を取り入れて近代化をはかりましたが、一部に強い反発を招きました。身分制度を廃止し帯刀を禁じられた士族階級に権力構造への不満、西欧化への反発が生まれ、明治7年の江藤新平らの「佐賀の乱」から10年の「西南の役」まで、それぞれの主張はさまざまですが反政府叛乱が各地に起こりました。ことに9年10月は神風連(熊本・24日)の乱、秋月(福岡・27日)の乱に続いて萩の乱(山口・28日)と相呼応した叛乱が起こり、これらの叛乱に関東でも同調しようとする動きが出てきたのです。

一説ではすでに彼等の計画は訴人がいて、警視庁では全ての情報を握っていたともいいますが、東西に叛乱が起これば新体制を揺るがす大事件となったことでしょう。2名の警察官の犠牲を出してしまいましたが、叛乱を未然に防いで収束したことは、政府を安堵させただけでなく、明治7年に組織されたばかりの警視庁の地盤を固める大成果でした。染井靈園の寺本義久の墓に警視庁大警視(総監)川路利良の名で石塔を贈り、そこに「千年に名を残す殉職」と讃えているのは、思案橋事件で殉職した警察官へ贈った新政府から顕彰であるとともに、警視庁の威信を高らかに世に示す言葉でもあります。

一方、当事者だった永岡久茂は当日の乱闘での刀傷がもとで獄死、寺本らに襲い掛かった3名は市ヶ谷囚獄署内で斬首の刑を受けています。処刑は池袋の祥雲寺に碑が残る山田浅右衛門によって行われていますが、思えば、明治初期まで長く御様御用を務めていた代々の浅右衛門も、時代が必要とし生み出したと言える存在でしょう。

伊藤 榮洪 (いとう えいこう)

元豊島区史編集委員、現在豊島区図書館専門研究員、西部複合施設検討委員など。豊島区文化功労者。郷土史関係の著書に、『東京風土記』『豊島風土記』『豊島区遺跡散歩』などの共著のほか、『雑司ヶ谷霊園マップ』『染井霊園マップ』『ぶらり雑司が谷文学散歩』があり『だれが単小僧を知っているか』『啄木と晶子』『ああ光太郎、智恵子』などの小説・評伝など多数ある。当会公益事業「雑司が谷歴史散歩」「高田目白歴史散歩」でも講師・ガイドを務めた。



ふくろう回覧板 ～支部別会員リレーコラム～

インドネシアの田舎暮らし

現在私はウッドデッキ材をインドネシアから輸入し材料販売、ウッドデッキの設計施工を生業としています。

元々は原木の輸入をしていたのですが、インドネシア側の規制が時代と共に変化し、原料での輸出は規制され製材品、加工品へと変遷して参りました。

このような環境の変化により現地で製材加工工場を立ち上げ工場運営をしていた1985年～1988年までの間妻と共に暮らした時のお話です。

場所はニューギニア近くのセラム島にその工場はありました。

海辺に面する立地で風光明媚な景色の広がるのんびりしたところでした。

海とは反対側には木材の繁茂している丘陵地帯から山へと続く土地が広がり、ドリアン、ジャックフルーツなど果物も豊富で土地の美味しい食材がパサルと呼ばれる市場で簡単に手に入られました。

もちろん魚などの海産物もそこで買えるのですが、住まいが海のすぐ前だったので沖を小舟で通り過ぎる漁師を呼び寄せ直接交渉で調達する事がしばしばありました。

但し、我々日本人が出て行くと値段が上がるので隣に住んでいたインドネシア人家族に買ってもらうと交渉もうまく、現地価格で分けてもらえるのでした。

何とものんびりした風情でしたが工場は3交代制24時間操業、2交代16時間工場にいたってはなりません。

大変な仕事でしたが思い返すと楽しい時間だと今は思えます。

東池袋 南池袋支部
佐藤物産(株) 佐藤行男



▶▶▶ 次回は高田支部の会員からのコラムの予定です。

Have a break!

広報委員会コラム



まさかの日のために・・・愛犬との避難生活

いつ起こるか分からない首都直下地震。その時に備えて様々な準備をされていると思いますが、そこに大切なペットの分は含まれていますか？ここでは、愛犬との避難生活で役立つ情報をご紹介します。

ペット用非常持ち出しセット

- ・フード5日分(水分も同時に補給できる缶詰が良!)と水3日分
- ・首輪とリード、クレートやケージ、食器
- ・ペットシート、うんち袋、ウエットティッシュなど(ペットシートは東日本大震災の時に人間用としても役立つそうです)
- ・常備薬、救急用品、ケア用品、おもちゃ、防寒対策の洋服
- ・ペットの写真(離れてしまったときの自分の子証明用)

模擬体験のすすめ

初めて行く場所で愛犬がどのような行動を取るか知るために、旅行に行って模擬体験しておきましょう。実際に家を出て生活してみると準備品で必要なもの、足りないものが見えてくるメリットもあります。

しておいた方がよい寝とは？

避難所生活はいわば寮生活。経験したことの無い環境で少しでもストレスを感じないように必要な寝を考えてみましょう。

- ・マテ、オイデ、オスワリ、フセ(特に、混乱して離れてしまった時の呼び戻し)
- ・ハウストレーニング(クレート生活に慣れさせておく)
- ・無駄吠えしない(他の人や動物に慣れさせておく)

- ・決められた場所での排泄(避難所生活で怖いのは感染症。トイレの場所を決めて清潔に)

意外に気づかないこと

外出中に災害がありペットだけ家に残されてしまったら、エマージェンシーステッカーがあると役立ちます。

「私の家には犬(猫)が〇頭います。災害時には助けて下さい」と言うメッセージを入れたステッカーを玄関先に貼ることでより最悪の事態からペットを守ることが出来るのです。

豊島区では動物同行避難訓練を実施しています

昨年11月に池袋第一小学校で、今年2月に千早小学校で「動物同行避難訓練」が行われています。ぜひ一度参加してみたいかがでしょうか？

東日本大震災の時、避難所では人間のいる場所から遠く離れた、雨よけのブルーシートがあるだけの場所に犬を係留するよう求められました。それぞれの飼い主さんは壁に犬の名前を書き、イタズラをされたりしないようメッセージを貼り付けて愛犬を守ったそうです。

東京都の避難所でも東日本大震災のときと同様ペットの同伴を許されてない場所がありますし、運良く避難所に入れたとしても自治体の備蓄品に残念ながらワンちゃんや猫ちゃんの方は含まれていません。可愛いパートナーはぜひご自分の手で守ってあげてくださいね。

記：坂巻 公美子

設置協力企業・場所
(2015年4月現在)

豊島法人会広報誌TOSHIMAは、年4回発行しております。
法人会員の方々には無料送付させていただいております。
また、一般の方でもお楽しみできるように、
豊島区内のお店の店頭、会社の受付窓口などに設置しております。

次回発行は平成27年7月末ごろ予定

Summer 2015
No. 234

夏号

- 第4回通常総会
- 豊島区の歴史—驚きの事件史 etc

■東池袋

紙のたかむら 東池袋 1-1-2
大同生命保険株池袋支社 東池袋 1-5-6 アイケアビル 8F
東京信用金庫本店営業部 東池袋 1-12-5
豊島区民センター 東池袋 1-20-10
巣鴨信用金庫東池袋支店 東池袋 1-25-10
(有)東峰フォト 東池袋 3-1-3 サンシャインワールド
インポートマート 1F
(株)プリオ 東池袋 3-11-8 サンライズ小林 2F-2

■南池袋

高村紙業株 南池袋 2-22-1
エニータイトみざわ 南池袋 2-23-4
(有)ヴィテス 南池袋 2-32-13
東信企業株 南池袋 3-13-9-101
珈琲倶楽部見聞録 南池袋 3-18-37 日刊広告社第一ビル 1F

■西池袋

豊島都税事務所 西池袋 1-17-1 豊島合同庁舎
城北興業株池袋演芸場 西池袋 1-23-1
勤労福祉会館 西池袋 2-37-4
東京商工会議所豊島支部 西池袋 3-27-12 池袋ウエスト
パークビル 9F
豊島税務署 西池袋 3-33-22

■池袋

サンシャイン国際商事株 池袋 2-10-3 絆ビル 2F
巣鴨信用金庫池袋支店 池袋 2-48-1
(有)青木商事 池袋 2-61-8 アゼリア青新ビル

■池袋本町

あがつまタオル(有) 池袋本町 1-6-2
巣鴨信用金庫池袋本町支店 池袋本町 2-15-14
東京シティ信用金庫池袋本町支店 池袋本町 2-39-12

■南大塚

(有)いろは寿司 南大塚 2-19-12
巣鴨信用金庫大塚支店 南大塚 2-35-5
南大塚地域文化創造館 南大塚 2-36-1

朝日信用金庫大塚支店 南大塚 3-1-1
(株)フレンドシップインターナショナル 南大塚 3-43-12 アライビル 3F

■北大塚

(株)エスイージャー 北大塚 1-16-6 大塚ビル 2F内
巣鴨信用金庫北大塚支店 北大塚 2-20-1

■巣鴨

太平商事株 巣鴨 2-3-6-501
巣鴨信用金庫本店営業部 巣鴨 2-10-2
(株)ながしま 巣鴨 3-28-7
巣鴨地域文化創造館 巣鴨 4-15-11

■駒込

(有)ティール・エヌ・コンサルティング 駒込 1-12-16 レジデンス六義園 1F
駒込地域文化創造館 駒込 2-2-2
日輸工業株 駒込 2-3-1 六興ビル 6F
巣鴨信用金庫駒込支店 駒込 3-3-20

■目白

(株)秀芽 目白 2-2-1
海鮮井ゆたか丼丸 雑司ヶ谷店 目白 2-16-17

■雑司が谷

雑司が谷地域文化創造館 雑司が谷 3-1-7
ユニバーサルプリント工芸株 雑司が谷 3-9-4

■長崎

巣鴨信用金庫椎名町支店 長崎 1-20-8
小幡解体興業株 長崎 2-15-8

■南長崎

東京信用金庫椎名町支店 南長崎 3-2-14
東京信用金庫東長崎支店 南長崎 5-28-4
システム・シャイン・サービス株 南長崎 6-8-10

■要町

東京信用金庫要町支店 要町 1-1-1

■千早

千早地域文化創造館 千早 2-35-12

広く情報を発信していくために、広報誌の設置場所のご提供をお願いできませんか。お店の店頭、会社の受付窓口など、皆様のご協力をよろしくお願い申し上げます。詳しくは、豊島法人会事務局までお問い合わせ下さい。
豊島法人会事務局 TEL 03-3985-8940 info@toshimahojinkai.or.jp

移転・休廃業その他変更点がございましたら

専用の届がございますので、事務局までお問合せください。また、届がない場合、年会費が発生してしまいますので、お早めにご連絡ください。

一般定期健診・生活習慣病健診について

豊島法人会では、医療機関と連携して、会員やその従業員・ご家族を対象に夏・春の年2回健康診断を会員特別価格で実施しております。開催日、お申込については、本誌に同封する(医社) 絆アーバンハイッククリニックの案内、または(一財) 全日本労働福祉協会よりお送りする封書をご覧ください。

年会費は口座振替が便利です

口座振替ご希望の方は、事務局までお問合せください。「預金口座振替依頼書」を送付いたします。また、ご登録いただいている口座に変更が生じた場合もご連絡ください。

東京ディズニーリゾート® マジックキングダムクラブ・特別利用券について

豊島法人会では、会員の皆様の福利厚生の一助として『マジックキングダムクラブ』に加入しています。メンバー専用IDAYパスポート「マジックキングダムクラブ・パスポート」の購入特典などをご利用できますので、ご家族、社員の方への福利厚生にご利用ください。また、平成27年度分東京ディズニーリゾート「特別利用券」の配付も開始致しました。数に限りがございますので、お早目にお申込み下さい。(1社上限5枚まで)

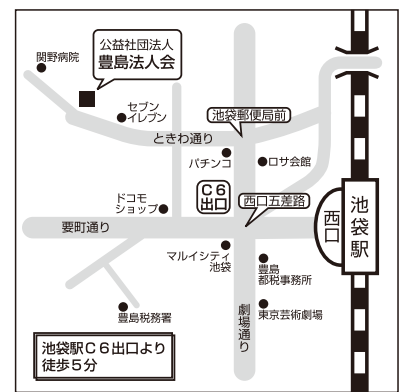
決算シールについて

従来、決算法人説明会の「ご案内」に同封しておりました「決算シール」については本誌裏表紙に印刷されている「豊島法人会会員証」を切り取って、会員番号ご記入の上、申告書に添付してください。会員番号は発送時の宛名台紙に記載しております。



お問い合わせは事務局まで

公益社団法人
豊島法人会事務局
〒171-0014
豊島区池袋 2-32-4
TEL 03-3985-8940
FAX 03-3985-5718
info@toshimahojinkai.or.jp
www.toshimahojinkai.or.jp



法人会スケジュール

5月			
8日(金)	17:00～18:30	第1回理事会	豊島法人会館
11日(月)	16:00～19:20	女性部会平成27年度年次報告会・春季研修会	ホテルベルクラシック東京
13日(水)	13:30～15:30	新設法人説明会	豊島法人会館
14日(木)～27日(水)		新池袋モンパルナス西口まちかど回遊美術展2015	豊島法人会館他
14日(木)	17:00～19:00	経営研究会平成27年度年次報告会	養老乃瀧YRイベントホール
15日(金)	13:30～16:00	決算法人説明会	豊島法人会館
18日(月)	16:00～18:50	源泉部会平成27年度年次報告会・研修会	養老乃瀧YRイベントホール
6月			
3日(水)	14:00～16:30	源泉所得税基礎講座①	豊島法人会館
4日(木)	14:00～16:30	源泉所得税基礎講座②	豊島法人会館
17日(水)	16:00～19:30	第4回通常総会	ホテルベルクラシック東京
19日(金)	13:30～16:00	決算法人説明会	豊島法人会館
25日(木)	10:00～11:30	税制改正研修会	豊島法人会館
	14:00～15:30		
7月			
8日(水)	13:30～15:30	新設法人説明会	豊島法人会館
17日(金)～19日(日)		東京フラフェスタ in 池袋2015	池袋西口公園他
22日(水)	13:30～16:00	決算法人説明会	豊島法人会館

※日程・内容については変更となる場合があります。最新情報は豊島法人会 WEB サイトでご確認ください。

第4回通常総会のご案内	02
豊島区役所新庁舎オープン	03
租税教室.....	06
第8回としまものづくりメッセ.....	07
第18回目白ロードレース.....	08
法人会活動フラッシュ.....	09
法人会の講座・セミナー.....	10
豊島税務署から.....	12
豊島都税事務所から.....	13
健康コラム.....	14
豊島区保健福祉部から.....	15
平成27年度税制改正大綱.....	16
歴史コラム 驚きの事件史.....	18
ふくろう回覧板 広報委員会コラム.....	19
法人会事務局からのお知らせ 法人会スケジュール.....	21
編集後記.....	22



■ COVER PHOTO ■
豊島区役所新庁舎

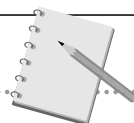
■ 法人会の趣旨は…

法人会とは、よき経営者をめざす85万社の会員組織です。
法人会でのさまざまな業種の人との出会いは、新しい仕事のつながりをうみだします。
法人会は、公正な税制の実現のため経営者の声を国へアピールしています。

■ 法人会のシンボルマークとは…

中心の円は、「法人会」のコア（核）である「よき経営者をめざすものの団体」を表しております。
そのコアのもとに集まる「人」の姿を「法人会」の頭文字「h」に合わせ、企業と社会の健全な発展に貢献する団体であることを、力強く象徴しています。

編集後記



最後までお読みいただきありがとうございました。
今年も東京フラフェスタ in 池袋 2015 (後援 豊島法人会他) が7月17日から19日に開催されます。
昨年、中池袋公園会場の運営スタッフとして参加したメンバーで『来年はステージに立って踊ろう』と盛り上がり、フラチーム【Loko wai PUEO】を結成しました。
著名な先生をお招きして昨年9月より毎週月曜日の夜、某所にて練習を重ねています。
手の動きとステップ、上半身と下半身の動きの連動はなかなか難しく苦労しています。
フラは優雅で華やかと思っていましたが、実際には体のバランスを取ることにさえ悪戦苦闘しています。当初は男性フラチームとしてスタートしましたが、女性の参加者も増えています。体幹を楽しく鍛えられるフラ、一緒に踊りませんか。



記：第233号編集キャップ 今宮 忠則

豊島法人会のご案内

法人会に入会すると

- 保険共済や福利厚生制度を利用して、会社のため、経営者のため、従業員のために様々な制度を活用できます!
- 各種の懇親会、異業種交流会、地域貢献活動などの参加により、会員相互の親睦を深め、さまざまな業種の経営者との出会いを通じて、新たな事業展開のヒントを得るチャンスにもなります!
- 各種研修会・セミナー・講演会等に参加でき、税務・経済・経営に関する様々な知識を学ぶことができます!

保険共済

さまざまな事故や病気から経営者や従業員を守るために、団体割引による割安な制度や、独自の制度を開発・提供しています。

- 経営者大型総合保障制度
- ビジネスガード (業務災害総合保険)
- 法人会がん保険「DAYS」
- 貸倒保障制度

異業種交流

各種研修会や異業種交流会を開催し、会員相互の親睦や、さまざまな業種の人との出会いの場を提供しています。

- 異業種交流会 ... 等



福利厚生

見学会・各種イベント、ゴルフ大会・保養施設等、経営者はもちろん、従業員の皆さんも充実した福利厚生制度を活用できます。

- 東京ディズニーリゾート®マジックキングダムクラブ・特別利用券
- 生活習慣病健診・一般定期健康診断 ... 等

研修・セミナー

正しい税知識や経営のノウハウを身につけることができます。

- 源泉所得税基礎講座
- 初級簿記講座
- 法人税実務講座
- 税務研修会
- 税制改正研修会
- 印紙税実務講座 ... 等
- 企業セミナー

社会貢献

体験学習支援や環境美化などのボランティア、地域振興のための多様な社会貢献活動に取り組んでいます。

- 租税教育イベント
- 「中学生企業体験学習」への協力
- 豊島区マナーアップ キャンペーン ... 等

その他

- 委員会・部会活動に参加
- 広報誌「TOSHIMA」(年4回)の無料送付
- 豊島法人会ホームページによる企業紹介(準備中)

【会費】 会費は、資本・出資・基本金に応じ、下記のとおり定められており、貴社指定の民間金融機関、又は郵便局の口座から、年1回振替えとなります。

区分	資本・出資・基本金(円)	年額	区分	資本・出資・基本金(円)	年額	
正会員	300万以下	6,000円	正会員	管内に事業所を有する法人、医療法人、学校法人、宗教法人、NPO法人、公益法人 等	12,000円	
	301万～ 999万	8,400円		子会社	イ 広報、資料を送付する	6,000円
	1,000万～ 1499万	9,600円			ロ 広報、資料を送付不要	2,400円
	1,500万～ 2,499万	12,000円	賛助会員		イ 法人(管内の支店法人)	12,000円
	2,500万～ 4,999万	24,000円		ロ 法人(管外)・個人	6,000円	
	5,000万～ 9,999万	36,000円				
	1億円以上	60,000円				

【個人情報の取扱いについて】

当会は、会員企業に係る「個人情報」を、研修会・諸会議等の開催通知、広報誌等の送付、並びに福利厚生制度等のご案内など、本会の事業活動のために利用し、それ以外の目的で利用することは一切ございません。

「個人情報取扱いに関するポリシー」に同意いただけない場合、また、お届けいただいた個人情報の開示、訂正等のお問い合わせは事務局までお願いいたします。

公益社団法人豊島法人会 個人情報取扱い係

e-Tax 推進宣言の会

公益社団法人
豊島法人会

〒171-0014 豊島区池袋 2-32-4
TEL. 03-3985-8940
FAX. 03-3985-5718
info@toshimahojinkai.or.jp
http://www.toshimahojinkai.or.jp/



入会申込書

平成 年 月 日

公益社団法人豊島法人会会長 殿

貴会の趣旨に賛同し入会申込みを致します。

(フリガナ) 法人名		
(フリガナ) 代表者名 (役職)		
所在地	(ビル、マンションの名称、号棟、室番号までご記入下さい。)	
電話番号	FAX番号	
e-mailアドレス		ホームページアドレス
業 種	資 本 金	決 算 期

法人会記入欄

No.	開始日	区分
支部	地区	入力日
口座振替	書類一式	青年 女性 源泉 経営 支部 担当役員
備考		

会員番号 [] [] [] [] [] [] [] [] [] []

会員番号を記入の上、切り取って
申告書に貼付しましょう。

←詳細は P23(裏面) をご覧ください

事業主なら
誰でも会員に
なれます

豊島法人会に入会しませんか？

豊島区の企業3800社が加入している団体

豊島法人会のご案内

法人会は1947年に設立された「正しい税知識を身につけたい、もっと積極的な経営をめざしたい、社会のお役に立ちたい」そんな経営者の皆さんの全国組織です。現在、約85万社の会員企業、41都道県に442の会を擁する団体として、大きく発展しています。

私たち**豊島法人会**は1950年に設立された社団法人です。2012年に公益社団法人となり、現在、豊島区の企業約3800社余りが会員となり、「広げよう明日につながるビジネスチャンス ひと・情報・地域」のスローガンのもとさまざまな活動を行っています。

会員になると様々なメリットが受けられます

広げよう明日につながるビジネスチャンス ひと・情報・地域

- 1 保険共済**
 企業と従業員のための補償制度に加入できます。

- 2 福利厚生**
 法人会独自の充実した福利厚生制度を利用できます。

- 3 社会貢献**
 地域社会の一員として社会貢献活動を支援します。

- 4 異業種交流**
 様々な業種の人との出会いは新たな事業展開のチャンスです。

- 5 研修・セミナー**
 税知識や経営のノウハウを学ぶことができます。


郵便はがき

1 7 1 8 7 9 0

1 7 9

料金受取人払郵便

豊島局承認
8957

差出有効期間
平成28年10月
14日まで
(切手不要)

豊島区池袋 2-32-4 豊島法人会館

公益社団法人 豊島法人会 行



ハキリトリ線

広げよう明日につながるビジネスチャンス
ひと・情報・地域
公益社団法人 豊島法人会

お問合せは

03-3985-8940

詳しくは

豊島法人会

http://www.toshimahojinkai.or.jp/